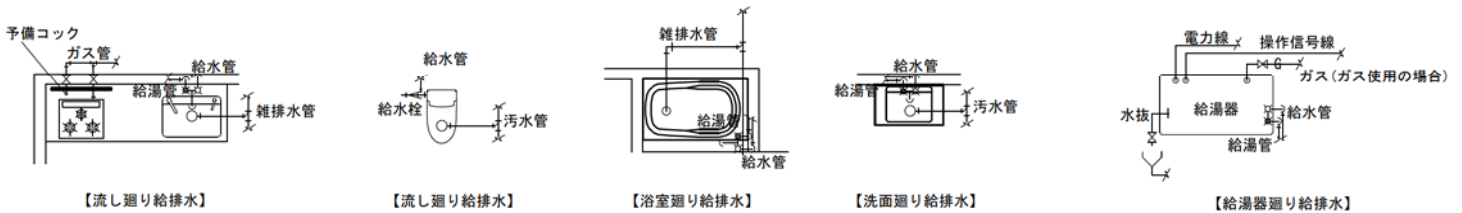
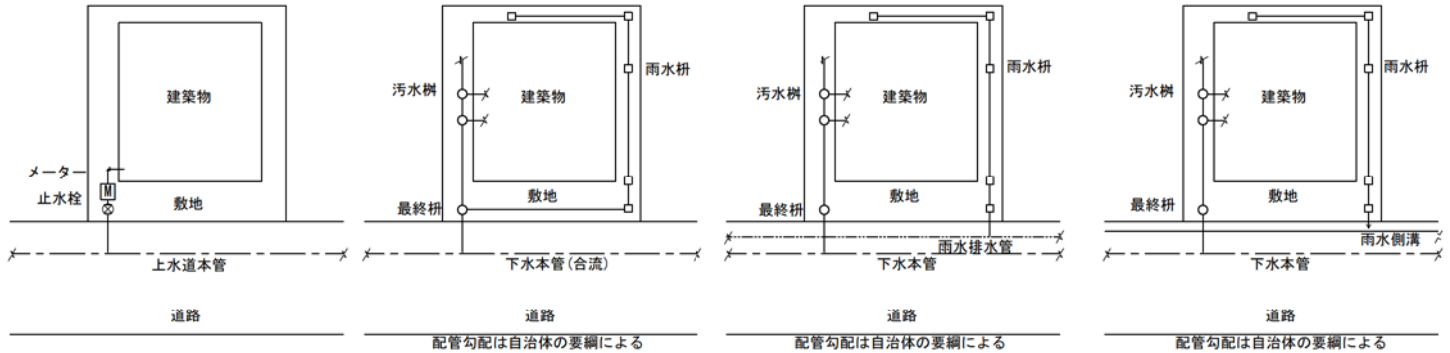


設備関係特記事項

- 設備関係法令  
建築基準法施行令第9条に掲げる、電気、ガス等の建築基準関係規定は法令に従い適切に設置を行う。
- 設備関係省庁等調整  
電気、ガス、給排水衛生、換気、空調、排煙、非常用照明、昇降機、消防設備等の各建築設備は関係省庁と協議、調整を事前に実施し、各々の基準に従った内容であることを確認した上で、遺漏無きよう施工を行うものとする。
- 建築設備(昇降機を除く)の構造方法  
建築設備の構造方法は特記なき限り、原則として「建築設備耐震設計・施工指針」によるものとする。
- 建築設備標準図(添付を行った場合)  
建築設備標準図は各設備工事の標準的な配管、引込法、設置位置、その他必要な標準工法例を示し、平面、断面、配置等の形状が当該物件と異なる場合、原則として特記なき限り当標準図の工法を採用するものとする。  
建築設備標準図は、設備一般図の代替として設備配管等の系統並びに仕様をまとめたものである。  
当該物件で採用されない設備及び接続形態は採用しない。
- 延焼の恐れのある部分の換気孔  
特記なき限り、延焼の恐れのある部分に設ける換気孔で開口面積100cm<sup>2</sup>以内の換気孔は鉄板、モルタルその他これらに類する材料で造られた防火覆いとする。
- 換気設備  
換気設備の能力はダクト等による圧力損失を考慮した静圧を確保できるよう余裕を見込んで選定する。
- 給排水設備  
給排水設備の構造は建築基準法施行令に基づく衛生上の規定に準じると共に告示1390号、告示1597号に定められた安全基準による。  
排水管の口径と傾斜はSHASE-S206の基準により算定する。ただし、市町村により別に定めがある場合はそれに従う。  
排水設備の構造については、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第8条の基準によるものとする。  
各給水装置の構造及び材質については水道法施行令(昭和32年政令第366号)第5条及び給水装置の構造及び材料の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)の基準によるものとする。
- 給湯設備の設置は、平成12年建設省告示第1388号第五、平成24年国土交通省告示第1447号の規定によるものとする。
- 電気設備  
電気設備工事については原則として、「電気事業法第39条第1項及び第56条第1項で定める電気設備に関する技術基準を定める省令」の規定に基づき計画、施工する。



●圧力タンク及び給湯設備  
※安全装置(逃し弁・膨張管・圧力調整装置 減圧水栓・膨張水排水装置)はJIS認定品を使用する。



【給水接続】

【排水接続(合流)】

【排水接続(分流)】

【排水接続(雨水側溝)】

●飲料水の配管等

- ※水栓の開閉部に錆防止の逆流防止のための措置をする。
  - ・水栓とあふれ面の吐水口空間を確保する。
  - ・逆止弁を設置。
  - ・バキュームブレーカーの設置。
  - ・その他

●給水管

- ※給水管の凍結による破壊の恐れのある箇所に応じ防止の凍結措置を講じる
  - ・屋外埋設管は、凍結深度以下へ埋設する。
  - ・散水立ち上がり配管への水抜き栓等の設置等。
  - ・屋内は凍結防止ヒーター(テープ式)屋内番防、水抜き栓の設置等。
  - ・その他
- ※ウォーターハンマー防止のための措置を講じる。
  - ・管径を大きくして流速を小さくする。
  - ・ウォーターハンマー防止器の設置。
  - ・揚水ポンプ出口に水撃防止型逆止弁の設置。
  - ・その他

●排水トラップ

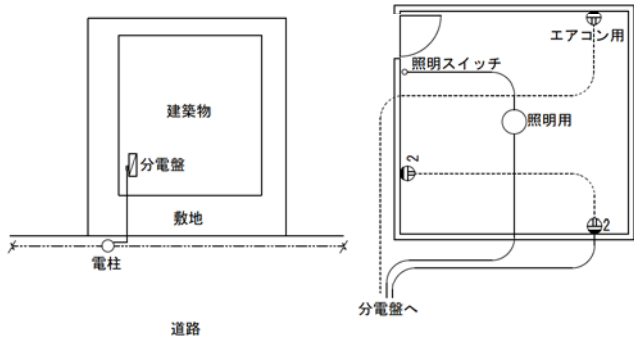
- ※排水トラップの仕様はJIS認定品による。

●排水のための配管設備

- ※排水管の容量(管径)の算定方法は、排水負荷単位法、定常流量法(SHASE-S206)による。

●腐食防止のために講じた措置

- ※腐食する恐れのある部分及び当該部分の材料に応じて、腐食防止のための措置を講じる
  - ・土中埋設(外面被覆の無い鋼管)防水テープ、熱収縮シート又はチューブ等(油管)平成2年自治省告示第204号に規定する材料、方法等。
  - ・コンクリート埋設(外面被覆の無い鋼管、鉛管)防水テープ等。
  - ・多湿箇所(外面被覆の無い鋼管)アスファルトプライマー、金属外装、合成樹脂外装等。



【電力引込】

【各室電気経路】

●非常用照明装置

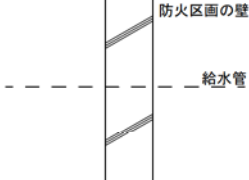
- 各階平面へ明示した照明装置、電球、ソケット、電源の種類、構造、材質は下表による。

電球の種類	ソケット材質	照明器具内の電線の種類	備考
白熱灯	セラミック	二種ビニル絶縁電線	
蛍光灯	フェノール樹脂	フッ素絶縁電線	

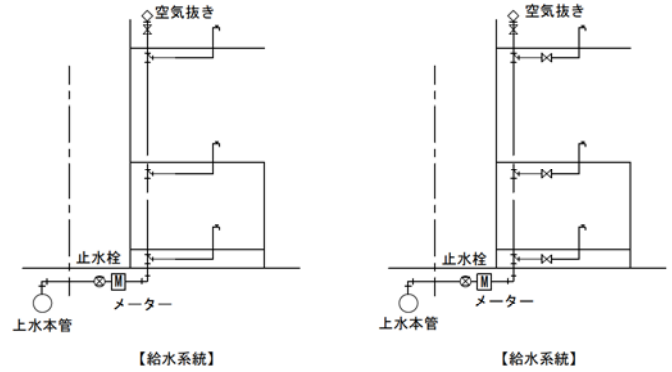
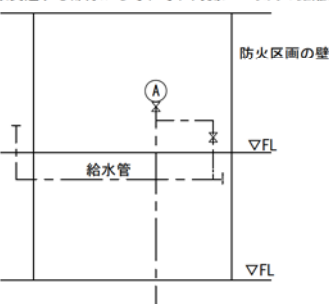
- ・電源内蔵型若しくは電源別置型(予備電源の位置は平面図へ図示)。
- ・床面に於いて1lx(蛍光灯、LEDは2lx)以上の照度を確保する。
- ・平成12年告示第1380号の規定による。(評定の際は別図へ記載)

●防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の構造

【平面図】

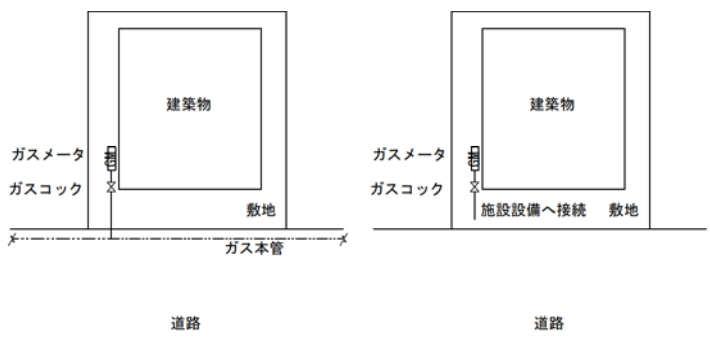


※当該貫通する部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分を不燃材料で造る。



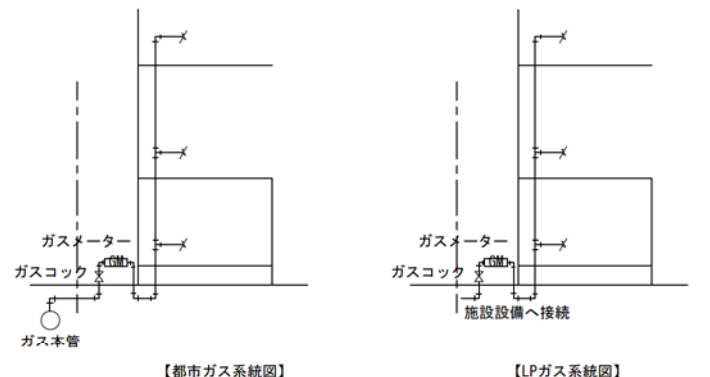
【給水系統】

【給水系統】



【都市ガス引込】

【LPガス引込】



【都市ガス系統図】

【LPガス系統図】

●ガス栓及びガス漏れ警報設備

- ※ガス栓の金属管等への接続方法、または過流出した場合に自動的にガスの流出を呈する事が出来る機構はJIS認定品を利用する。